

## 令和7・8年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領 【令和8年度 中間期追加受付分（共同受付対応）】

徳島市が発注する建設工事の請負契約に係る入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、この要領は徳島県内に本社、または本店を有する者のうち、令和7・8年度の競争入札有資格者名簿に登載されていない者が対象です。

（県外の業者は、別に要領を定めています。）

### 1 共同受付の実施

徳島市では、建設工事等における競争入札参加資格審査申請について、平成27・28年度の申請から徳島県との共同受付を実施しています。

共同受付における申請書類の提出先や主な流れについては、次のとおりとなりますので、この要領を確認のうえ、誤りが無いように申請書類を提出してください。

#### （1）申請書類の提出先

##### ◆ 共通審査書類

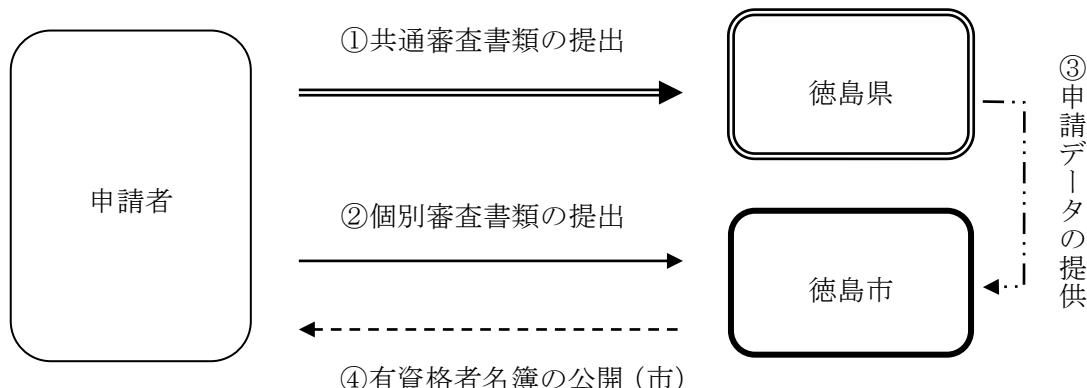
- 概要** 申請書類のうち、徳島県と共通化・単一化した書類  
(登記事項証明書、社会保険料納入確認書類等)
- 提出先** 徳島県の窓口 (所轄の総合県民局県土整備部企画担当等)

##### ◆ 個別審査書類

- 概要** 共通審査書類以外に、徳島市が資格審査において必要な書類  
(アドプロト事業報告書等)
- 提出先** 徳島市総務部契約監理課 (徳島市役所6階)

※ 徳島市にのみ入札の参加を希望し、徳島県には入札の参加を希望しない場合でも、徳島県に共通審査書類を提出してください。

#### （2）共同受付の流れ



## 2 申請書受付期間及び資格有効期間

申請書受付期間	資格有効期間
令和8年 1月 9日～令和8年 1月27日	令和8年 4月 1日～令和9年 5月31日

※ 徳島県・徳島市ともに上記の受付期間となります。

ただし、資格有効期間については、徳島県と異なります。

※ 期間中の土曜日・日曜日・祝日は除きます。

## 3 徳島県提出書類（共通審査書類）の提出要領

以下は、徳島県に提出する「共通審査書類」についての提出先や申請方法等の主な概要について記載しています。詳しくは(3)に記載している徳島県の担当窓口へお問い合わせください。

**(1) 提出先** 所轄の総合県民局県土整備部（阿南、那賀、美馬、三好各庁舎は企画担当、美波庁舎は企画・用地担当）または東部県土整備局（徳島庁舎は契約・指導担当、鳴門サービスセンターは企画総務担当、吉野川庁舎は総務担当）

**(2) 提出方法** 郵送あるいは持参による

### (3) 申請書類の作成方法その他の事項

共通審査書類の作成方法その他の詳細については、徳島県電子入札ホームページを参照していただか、徳島県の担当窓口へお問い合わせください。

なお、徳島市への入札参加を希望する場合は、徳島県に提出する競争入札参加資格申請書の「入札参加希望市町村」の徳島市の欄に○印を必ず記入してください。

◆ 徳島県電子入札ホームページのアドレス  
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>

◆ 徳島県担当窓口の問い合わせ先

- 徳島県県土整備部 建設管理課 審査担当  
(電話) 088-621-2519・2624
- 各総合県民局 県土整備部 または 東部県土整備局  
(各庁舎連絡先)
  - 徳島庁舎 088-653-8849
  - 鳴門サービスセンター 088-684-4620
  - 吉野川庁舎 0883-26-3713 阿南庁舎 0884-24-4212
  - 那賀庁舎 0884-62-0069 美波庁舎 0884-74-7435
  - 美馬庁舎 0883-53-3407 三好庁舎 0883-76-0605

## 4 徳島市提出書類（個別審査書類）の提出要領

以下は、徳島市に提出する「個別審査書類」の提出先や申請書類等の内容を記載しています。

なお、下記提出書類N○. ②～⑧の全ての書類の提出を要しない場合は、N○. ①の書類も含め、徳島市への書類の提出は必要ありません。この場合は、共同受付における共通審査書類のみ、徳島県へ提出してください。

**(1) 提出先** 徳島市総務部契約監理課（工事契約担当）

【住所】〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地（徳島市役所6階）

【電話】088-621-5326・5327

**(2) 提出方法** 郵送あるいは持参による（ただし、書類不備の場合は受理しません。）

※ 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間は除きます。）となります。

※ 郵送の場合は令和8年1月27日（火）までの消印有効となります。

**(3) 提出書類**

**ア 徳島市への提出書類一覧**

No.	提出書類名	
①	提出書類一覧表（個別審査書類）	【徳島市様式】
②	アドプト事業報告書	【徳島市様式第9号】
③	防災協定の締結を証明する書類	（写し可）
④	特殊機械所有状況等報告書（舗装工事用）	【徳島市様式第10号】
⑤	特殊機械所有状況等報告書（法面処理工事用）	【徳島市様式第11号】
⑥	特殊機械所有状況等報告書（道路区画線工事用）	【徳島市様式第12号】
⑦	特殊機械所有状況等報告書（機械器具設置工事用）	【徳島市様式第13号】
⑧	建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する資格等 取得者届出表（解体工事）	【徳島市様式】

**イ 提出書類の作成にあたって**

- ◆ N○. ②～⑧の書類のうち、いずれかの書類の提出がある場合は、N○. ①の書類もあわせて提出してください。
- ◆ N○. ④～⑧の書類は、舗装・法面処理・道路区画線・機械器具設置・解体工事のいずれかを希望する場合のみ提出してください。上記工種を希望しない場合は提出が不要です。
- ◆ 上記の提出書類一覧表の順番どおりホッチキスで綴じて、1部提出してください。
- ◆ 提出書類に虚偽の記入をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に基づいて記入してください。

**ウ 提出書類様式のダウンロード先**

徳島市ホームページの「入札・契約情報」→「入札情報（建設工事・建設工事関連業務委託等」→「競争入札参加資格審査申請（工事等）」→「競争入札参加資格審査申請手続きのお知らせ（建設工事）」のページに掲載しています。

(アドレス)

[https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka\\_shikaku/shinsei\\_kouji.html](https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/shinsei_kouji.html)

※ 提出書類様式については、徳島市総務部契約監理課においても配布しています。

## エ 個別審査書類の受付受理書

会社の控えとして受付印が必要な場合は、各自で受理書や申請書の写し等を準備の上、上記の提出書類と一緒に提出してください。郵送により受理書等の送付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒もあわせて提出してください。

### (4) 提出書類の作成方法

#### ① 提出書類一覧表（個別審査書類）【徳島市様式】

- ・提出書類のNo. ②～⑧のいずれかの書類の提出がある場合は、提出してください。
- ・No. ②～⑧の全ての書類の提出を要しない場合は、この書類を含め、徳島市への書類の提出は必要ありません。（この場合は、共同受付における共通審査書類のみ徳島県へ提出してください。）

#### ② アドプト事業報告書 【徳島市様式第9号】

- ・徳島市、徳島県及び国において実施している土木施設に関するアドプト事業に、企業として参加している場合のみ提出してください。  
(アドプト事業例…県OURロードアドプト事業〔徳島県〕、みちピカ事業〔徳島市〕)
- ・アドプト事業参加に係る協定書や覚書、または認定書等の写しを添付してください。  
協定書等の有効期間が終了している場合、または過去に認定等を受けているが有効期間の記載がない場合は、活動計画書、活動報告書及び活動状況の写真もあわせて提出してください。
- ・対象の事業は、活動日が令和7年1月1日から令和7年12月31日までのものです。

#### ③ 防災協定の締結を証明する書類

- ・共通審査書類として提出する最新の総合評定値通知書において、「防災協定締結の有無」の欄が「有」の場合は、この書類の提出は不要です。
- ・国、地方公共団体及び特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）との間で、防災活動に関する協定を締結している場合のみ、次のいずれかの書類を提出してください。
  - ア 防災協定書の写し
  - イ 所属している団体の代表者が発行している証明書の写し

#### ④ 特殊機械所有状況等報告書（舗装工事用）【徳島市様式第10号】

- ・舗装工事を希望する場合は、提出してください。
- ※ 舗装工事を希望しない場合や徳島市外に主たる営業所がある者は、提出は不要です。
- ・各特殊機械の保有状況について、保有欄に○を入れ、保有する特殊機械の写真及び車検証、特定自主検査記録表（報告書）の写しを台紙に貼付して提出してください。
  - ・いずれの特殊機械も保有していない場合は「該当なし」に○を入れて提出してください。

⑤ 特殊機械所有状況等報告書（法面処理工事用）【徳島市様式第11号】

- ・法面工事を希望する場合は、提出してください。
- ※ 法面工事を希望しない場合や徳島市外に主たる営業所がある者は、提出は不要です。
- ・特殊機械の保有状況について記入の上、保有する特殊機械の写真を台紙に貼付して提出してください。
- ・いずれの特殊機械も保有していない場合は「該当なし」と記入して提出してください。

⑥ 特殊機械所有状況等報告書（道路区画線工事用）【徳島市様式第12号】

- ・道路区画線工事を希望する場合は、提出してください。
- ※ 道路区画線工事を希望しない場合や徳島市外に主たる営業所がある者は、提出は不要です。
- ・各特殊機械の保有状況について、保有欄に○を入れ、保有する特殊機械の写真を台紙に貼付して提出してください。
- ・ニーダー車を保有している場合、車検証の写しを台紙に貼付して提出してください。
- ・いずれの特殊機械も保有していない場合は「該当なし」に○を入れて提出してください。

⑦ 特殊機械所有状況等報告書（機械器具設置工事用）【徳島市様式第13号】

- ・機械器具設置工事を希望する場合は提出してください。
- ※ 機械器具設置工事を希望しない場合や徳島市外に主たる営業所がある者は、提出は不要です。
- ・各特殊機械の保有状況について、保有欄に○を入れ、保有する特殊機械の写真を台紙に貼付して提出してください。
- ・車検証、特定自主検査記録表（報告書）及びクレーンの設置に関する書類（クレーン検査証等）について、該当する特殊機械を所有している場合は、その写しを台紙に貼付して提出してください。
- ・いずれの特殊機械も保有していない場合は「該当なし」に○を入れて提出してください。

⑧ 建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する資格等取得者届出表（解体工事）【徳島市様式】

- ・解体工事を希望する場合は提出してください。

※解体工事を希望しない場合や徳島市外に主たる営業所がある者は、提出は不要です。

- ・石綿障害予防規則第19条に規定されている石綿作業主任者（旧特定化学物質等作業主任者）技能講習を修了した者を記入してください。
- ・該当者がいない場合も、「無」に丸をして提出してください。

ア 石綿作業主任者の修了証の写し

- ・「建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する資格等取得者届出表」に記入した資格等取得者の順に、修了証の写しを並べて添付してください。

イ 石綿作業主任者の雇用を証明する書類の写し

- ・「建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する資格等取得者届出表」に記入した者の厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の雇用を証明する書類の写しを添付してください。

## 5 資格の認定及び競争入札参加資格有資格者名簿への登載について

資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、資格に関する格付けを行い、競争入札参加資格有資格者名簿に登載します。

なお、令和7・8年度定時受付から競争入札参加資格有資格者名簿への登載について、資格認定通知書の送付は廃止されています。競争入札参加資格有資格者名簿については、徳島市ホームページ及び公共工事入札情報サービスにて公開を行っていますので、インターネット上での資格確認をお願いいたします。

## 6 申請書提出後の手続きその他の連絡事項

### (1) 変更届の提出について

競争入札参加資格審査申請書提出後、代表者や住所の変更等または合併等があった場合は、必要書類を添付のうえ、すみやかに変更届を提出してください。

- ◆ 変更届のダウンロード先

[https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka\\_shikaku/henkou.html](https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/henkou.html)

- ◆ 変更届に関しては徳島県との共同受付を実施していませんので、徳島市の競争入札参加資格を有している者の変更届は、必ず徳島市総務部契約監理課へ提出してください。

### (2) 市内業者の指名競争入札への参加について

徳島市内に本社、または本店を有する者で、指名競争入札において指名を受けていない者は、競争入札参加資格審査申請とは別に、『新規指名要望書』を提出してください。

#### ア 『新規指名要望書』の提出が必要な業者

- ① 徳島市から指名競争入札において指名を受けていない。
  - ② 徳島市の競争入札有資格者名簿に登載されてから、1年以上経過している。
  - ③ 徳島市内に建設業法上の主たる営業所（本店）を有してから、1年以上経過している。
  - ④ 過去3年以内にその工種に係る公共工事（国、徳島県等）の実績がある。（下請けでも可）
- ※ 既に指名を受けている方は、提出の必要はありません。ただし、指名を受けていない工種があれば、その工種の『新規指名要望書』の提出が必要となります。

#### イ 『新規指名要望書』の受付工種

建設業法別表第1に定める29工種	
下水修繕（管更生）工事	交通安全施設工事
浄化槽設置工事	空調工事
ポンプ工事	道路区画線工事
排水設備工事	法面処理工事

※ 各工種の指名の条件となる資格等については、徳島市総務部契約監理課までお問い合わせください。

#### ウ 『新規指名要望書』の様式

徳島市ホームページの「入札・契約情報」→「入札情報（建設工事・建設工事関連業務委託等」→「入札・契約に関する要綱・基準等（工事等）」→「建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定運用基準」の12ページから16ページの様式を使用してください。

（アドレス）

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/youkou.html>

**【問い合わせ先】**

徳島市総務部契約監理課（工事契約担当）

（住所）〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地（徳島市役所6階）

（電話）088-621-5326・5327